

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和6年12月19日(木)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第57号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第58号 小規模特認校（町立丹那小学校）の就学許可について
- 議案第59号 指定校変更の承諾について
- 議案第60号 函南町いじめ問題対策専門委員の委嘱について
- 議案第61号 函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

5 報 告

- 報告第12号 かななみ知恵の和館の受電設備不良による函南町立図書館の開館時間変更について

6 そ の 他

- (1) 令和6年度 函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について
- (2) 後援申請について
 - ア 冬の日体操教室
 - イ 伊豆こどものまち 「にじの子タウン」2025
 - ウ 第46回明治大学 マンドリン倶楽部定期演奏会

次回委員会開催予定

定例会 令和7年1月21日(火)

9:00～
15:00～

函南町役場 3階 教育委員会室
函南町教育研究奨励賞「授与式」
(会場：役場 2階大会議室)

教育長関係報告事項

令和6年12月19日（木）

月日	曜日	内 容
11月24日	日	・町長と語る地域懇談会（ハツ溝区）（10:30～） ・第25回静岡県市町対抗駅伝函南町選手団結団式（18:30～）
11月25日	月	・課長等連絡会議（8:40～） ・企画会議（9:00～） ・函南中学校総合的な学習の時間「函南町への提言」発表会（13:00～）
11月27日	水	・臨時企画会議（9:00～） ・東中学校総合的な学習の時間「函南町への提言」発表会（13:00～）
11月28日	木	・町内校長会（13:00～）
11月29日	金	・議会12月定例会（9:00～） ・町就学支援委員会（13:30～） ・第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会前夜祭（18:00～）
11月30日	土	・第25回静岡県市町対抗駅伝競走大会（10:00～） ・第25回静岡県市町対抗駅伝函南町選手団解団式（18:00～）
12月2日	月	・第4回いじめ問題対策専門委員会（9:00～）
12月3日	火	・議会12月定例会（9:00～）
12月4日	水	・議会12月定例会（9:00～）
12月6日	金	・丹那小学校研究発表会（9:00～）
12月8日	日	・かなみ女性の会クリスマスコンサート&学習発表会（13:30～）
12月9日	月	・企画会議（9:00～）
12月10日	火	・議会12月定例会（9:00～） ・第4回函南町不登校連絡協議会（15:00～）
12月11日	水	・第2回スクールアドバイザー連絡協議会（19:00～）
12月12日	木	・園長会（13:00～）
12月13日	金	・年末の交通安全県民運動一斉街頭広報（7:10～）
12月15日	日	・人権講演会（13:30～）
12月17日	火	・県立田方農業高等学校運営協議会（14:00～）
12月18日	水	・東レアローズ静岡との連携協定調印式（8:30～） ・職員採用試験3次試験（3次募集）（9:00～）
12月19日	木	・定例教育委員会（13:10～）

議案第57号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和6年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第58号

小規模特認校（町立丹那小学校）の就学許可について

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱(令和4年函南町教育委員会告示第13号)第8条の規定により令和7年度の小規模特認校の就学許可について、教育委員会の承認を求める。

令和6年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱に基づき、申請のあった就学予定者の小規模特認校への就学許可について、教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

令和4年6月22日教委告示第13号

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号（以下「規則」という。）第2条第2項の規定により指定された学校にかかわらず、地域と連携した特色のある教育活動を実施する町内の小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）への就学を、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びにその保護者が希望する場合に、一定の条件を付して許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第2条 前条の特認校制を適用する小学校は、函南町立丹那小学校を指定する。

(運用)

第3条 特認校制の実施については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請に基づき、前条に指定する小規模特認校に就学指定校を変更することを許可するものとする。

(就学の条件)

第4条 前条の規定に基づく申請をしようとする就学予定者等及びその保護者は、次の各号の条件を就学期間中も含め、全て満たさなくてはならない。

- (1) 就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。
- (3) 通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条第2項の規定によ

り指定する小学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書（様式第2号）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

(許可等)

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書（様式第3号）を交付するものとする。

3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(1) 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

(2) 第1項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。

(3) 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書（様式第5号）により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条第2項の規定により指定する学校に就学す

るものとする。

(中学就学)

第10条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する函南町立中学校は、規則第2条第2項の規定により指定された中学校とする。ただし、当該児童及びその児童の保護者が特に希望する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定による場合は、保護者は就学指定校変更の手続を行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

議案第59号

指定校変更の承諾について

指定校変更の承諾について、教育委員会の承認を求める。

令和6年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から指定校変更承諾願が提出されたので、指定校変更の承諾について教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

平成26年 3 月26日教委規則第 2 号

改正

平成28年 3 月30日教委規則第 2 号

平成29年 6 月29日教委規則第 4 号

令和 2 年 3 月25日教委規則第 4 号

令和 4 年 2 月28日教委規則第11号

函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則

函南町立小学校・中学校通学区域の設定に関する規則（平成 6 年函南町教育委員会規則第 3 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、函南町内に居住する児童及び生徒（以下「児童等」という。）が、義務教育を受けるため通学する町立の小学校・中学校を指定することを目的とする。

（通学区域及び指定）

第 2 条 指定する学校は、児童等が保護者（児童等に対して親権を行う者、親権を行う者のいないときは、後見人をいう。以下同じ。）とともに居住する現住所に基づき指定する。

2 前項の規定により、指定する学校の区域（以下「学区」という。）は、別表 1 のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、特別支援学級に入級する者の小学校及び中学校の学区は、別表 2 のとおりとする。

（指定校の変更）

第 3 条 教育委員会は、保護者及び児童等の特別な事由により、児童等が指定された学校に通学が困難であると認められるときは、別表 3 の基準に基づき、前条の指定を変更することができる。

（補則）

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 3 月30日教委規則第 2 号）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

2 規則の施行の際、この規則による改正前の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第 2 条ただし書の規定により、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年 6 月29日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月25日教委規則第 4 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月28日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、改正前の学区に通学している者のうち、継続して同学区に通学を希望する者については、改正後の函南町立小学校並びに中学校の児童及び生徒の通学する学校を指定する規則第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表 3 (第 3 条関係)

区分	許可基準		許可期間		添付書類
転居・転出	小学校	学期途中に転居したが通学に支障がない場合	小学校	各学年その学期末又は学年末まで（6年次在学中は卒業）	ア 保護者承諾願 イ 住民異動届
	中学校		中学校	どの学年でも卒業まで	
一時転居	新築改築のため区域外から通学する場合（完成するまで）従前住所へ戻ることが確実の場合		その期間		ア 保護者承諾願 イ 建築確認書写し ウ 住民異動届
転入予定	住宅の新築やアパートの入居等で転居することが確実の場合、前もって転居予定先の学区の学校への就学を認める。		引き渡し予定日		ア 保護者承諾願 イ 入居予定がわかる契約書等の写し
保護者不在	共働き等により帰宅後も保護者不在 預け先地区又は勤務地区の学校 （小学生のみ）		その事由が解消するまで（1年更新）		ア 保護者願い出書 イ 保護者在職証明 ウ 預かり証明書
身体的な理由	身体的な理由で指定校に通学困難な場合		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 医師の診断書
生徒指導上の問題 教育的配慮	(1) いじめ、不登校等の理由で指定校へ通学が困難な場合 (2) 指定校を変更することにより問題解決が見込まれる場合 (3) 引き続き、変更した学区の中学校へ進学する場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願 イ 指定校校長の意見書 ウ 入学通知書
地域事情	(1) 地形等（通学路安全性等）地域の事情により、指定校へ通学が困難な場合 (2) 地教委が承認した場合（小学生のみ）		その事由が解消するまで		ア 保護者承諾願 イ 居住区域の地図
兄弟関係	特別な事情で指定校以外に兄弟が通学し、指定校が違うため負担が生じる場合		その事由が解消するまで（卒業まで）		ア 保護者承諾願
その他	(1) 特殊な事情で委員会が認めた場合 (2) 入学時において入部予定の部活動がない場合（町内のみ）		卒業まで		ア 保護者承諾願 イ 事由を証明するために教育委員会が求める書類

議案第 60 号

函南町いじめ問題対策専門委員の委嘱について

函南町いじめ問題対策専門委員会条例（いじめ防止対策推進法第14条第3項）の規定により、別紙の者を函南町いじめ問題対策専門委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年12月19日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた委員の任期が令和6年12月26日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

函南町いじめ問題対策専門委員会委員名簿（案）

（敬称略）

区分	氏名	委嘱期間	所属	
学識経験を有する者	ハラダ タダシ 原田 唯司	令和6年12月27日 ～令和8年12月26日	静岡大学名誉教授	再任
弁護士	未定	令和6年12月27日 ～令和8年12月26日	未定	
精神科医	キリノ エイジ 桐野 衛二	令和6年12月27日 ～令和8年12月26日	順天堂大学医学部附属静岡病院 メンタルクリニック	再任
臨床心理士	サカイ ミノル 坂井 稔	令和6年12月27日 ～令和8年12月26日	臨床心理士	再任

函南町いじめ問題対策専門委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、函南町いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) いじめの防止等のための対策に係る事項
- (2) 法第24条に規定する事案に係る事項
- (3) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 専門委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 精神科医
- (4) 臨床心理士
- (5) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。

2 専門委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

議案第61号

函南町立小・中学校処務規程の一部改正について

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和6年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

教職員の休暇等の申請様式について、所要の改正を行うものです。

函南町立小・中学校処務規程（平成13年函南町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

改正後

(表)

[illegible]

重訂正は見え明し訂正する。誤り時誤図は、訂正即不真（安神以外の圖）

改正前

[illegible]

西ノ時歌の紅はまは、見立題に「紅はま」(正印全解)

改正後

(裏)

[illegible]

改正前

様式第38分の2(第18条、第19条、第23条、第28条関係)

年 休 暇 等 承 認 申 請 (請 求) 梅

[illegible][illegible]

改正後

(表)

様式第36号の2(第18条、第19条、第23条、第26条関係)

年 休假等承認申請(請求)簿

[illegible][illegible]

訂正は凡え納し訂正する。同日時敬體は、訂正即不買（太神以外の朝）

改正前

[illegible]

幾何時数の訂正は、見出し訂正する。(訂正印不要)

[illegible]

改正後

(裏)

[illegible]

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。

1日

様式第36号の1(第18条、第19条、第23条、第26条関係)

年 休 暇 等 承 認 申 請 (請 求) 簿											
職 名	校 長		年次有給休暇	繰越日数	日 時 分	家族休暇残日数		日 時 分	短期介護休暇残日数	基本日数	日 時 分
				本年付与日数	日 時 分	看護休暇残日数	基本日数	日 時 分		追加日数	日 時 分
				合計日数	日 時 分		追加日数	日 時 分	ボランティア休暇		日 時 分

教育長	校 長	休 暇 等 月 日	年 次 有 給 休 暇 残 日 数	申請(請求)種別				職務専念義務免除 厚生事業(健康診 断等)等申請理由	備 考
				夏季休暇 残日数	家族休暇 残日時数等	看護休暇 残日時数等	傷病、その他 申請種別理由等		
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2() 理由 日 時 分 ※3 日 時 分	

残日時数の訂正は、見え消し訂正する。(訂正印不要)

※1 家族休暇の申請理由は次に示す記号を記入する。ア…学校等行事出席 イ…心身のリフレッシュ(勤続10年:イー10、勤続20年:イー20、勤続30年:イー30、55歳:イー55) ウ…免許更新等 エ…知識教養(研修会等参加:エーA、文化・教養施設利用:エーB)
 ※2 傷病、その他の特別休暇欄は、種別の()に「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32)」の特別休暇の条項の号数を記入し、具体的理由を記入する。
 ※3 結婚休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、妊娠障害休暇、短期介護休暇又はボランティア休暇を申請する場合、申請する特別休暇の残日数を記入する。

教育長	校長	休 暇 等 月 日 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	申請(請求)種別					氏 名	備 考	
			年 次 有 給 休 暇 日 数	特別休暇				職務専念義務免除 厚生事業(健康診 断等)等申請理由		
				夏季休暇 残 日 数	家族休暇 残日時数等	看護休暇				傷病、その他 申請種別理由等
						残日時数等	就学前の子2人以上			
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
			日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		

残日時数の訂正は、見え消し訂正する。(訂正印不要)

※1 家族休暇の申請理由は次に示す記号を記入する。ア…学校等行事出席 イ…心身のリフレッシュ(勤続10年:イー10、勤続20年:イー20、勤続30年:イー30、55歳:イー55) ウ…免許更新等 エ…知識教養(研修会等参加:エーA、文化・教養施設利用:エーB)

※2 傷病、その他の特別休暇欄は、種別の()に「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32)」の特別休暇の条項の号数を記入し、具体的理由を記入する。

※3 結婚休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、妊娠障害休暇、短期介護休暇又はボランティア休暇を申請する場合、申請する特別休暇の残日数を記入する。



特別休暇取得可能日数															
家族休暇残日時数	日	時	分	看護 休暇	残日時数	日	時	分	短期 介護 休暇	残日時数	日	時	分		
家族休暇	日				基本	日					基本	日			
夏事休暇（6～9月）	日				追加 / ～	日	時	分			追加 / ～	日	時	分	
ボランティア休暇	日	時	分		人数減 /	日	時	分			人数減 /	日	時	分	

職 名	校長	氏 名	
-----	----	-----	--

年次有給休暇	繰り越し日数	日	時	分
	本年付与日数	日	時	分
	合計日数	日	時	分

教育長印	校長印	休暇等月日	年次有給休暇	特 別 休 暇				職務専念義務免除		備考
				残 日 時 数 等				厚生事業(健康診断等)等 申請理由		
				残日時数	夏季休暇	家族休暇	看護休暇		その他の特別休暇	
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			
		月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	理由 () ※1 日 時 分	就学前 就学後 基本 追加 日 時 分	種別番号 () ※2 理由 日 時 分※3			

※1 家族休暇の申請理由は次に示す記号を記入する。ア…学校等行事出席 イ…勤続10年：イー10、勤続20年：イー20、勤続30年：イー30、55歳：イー55 ウ…免許更新等 エ…知識教養（研修会等参加：エーA、文化教養施設利用：エーB）

※2 休暇の種別番号は、次に示す番号と具体的理由を記入する。

1 その他の傷病、 2 忌引、 3 父母・配偶者の祭日、 4 結婚、 5 出生サポート、 6 生理、 7 育児、 8 配偶者の出産、 9 育児参加、 10 妊婦健診のための通院。

11 妊娠女性職員の通勤緩和、 12 妊娠中の休憩、 13 妊娠障害、 14 健診・予防接種、 15 短期介護、 16 原子爆弾被害者の健康診断、 17 骨髄液提供者の検査入院、 18 ボランティア

※ 3 取得期間に上限のある休暇を申請する場合、申請する特別休暇の残日時数を記入する。

※訂正は見え消し訂正する。残日時数欄は、訂正印不要（太枠以外の欄）

様式第36号の2 (第18条、第19条、第23条、第26条関係)

年 休 暇 等 承 認 申 請 (請 求) 簿			繰越日数		日 時 分	家族休暇残日数		日 時 分	短期介護休暇残日数		基本日数	日 時 分
職 名			年次有給休暇	本年付与日数	日 時 分	看護休暇残日数	基本日数	日 時 分			追加日数	日 時 分
			合計日数		日 時 分		追加日数	日 時 分			ボランティア休暇	日 時 分

校 長	休暇等月日				年 次 有 給 休 暇 残 日 数	申請(請求)種別				職務専念義務免除 厚生事業(健康診 断等)等申請理由	備 考
						特別休暇					
						夏季休暇 残 日 数	家族休暇 残 日 時 数 等	看護休暇 残 日 時 数 等			
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				
	月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	日 時 分	日	記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分				

残日時数の訂正は、見え消し訂正する。(訂正印不要)

※1 家族休暇の申請理由は次に示す記号を記入する。ア…学校等行事出席 イ…心身のリフレッシュ(勤続10年:イー10、勤続20年:イー20、勤続30年:イー30、55歳:イー55) ウ…免許更新等 エ…知識教養(研修会等参加:エーA、文化・教養施設利用:エーB)

※2 傷病、その他の特別休暇欄は、種別の()に「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32)」の特別休暇の条項の号数を記入し、具体的理由を記入する。

※3 結婚休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、妊娠障害休暇、短期介護休暇又はボランティア休暇を申請する場合、申請する特別休暇の残日数を記入する。

校 長	休暇等月日 月 日 時 分から 月 日 時 分まで 期間 日 時 分	年 次 有 給 休 日 数 日 時 分	申請(請求)種別					職務専念義務免除 厚生事業(健康診 断等)等申請理由	備 考
			夏季休暇 残日数 日	家族休暇 残日時数等 日 時 分	特別休暇		傷病、その他 申請種別理由等 種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
					看護休暇 残日時数等 日 時 分	就学前の子2人以上			
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		
				記号※1() 理由 日 時 分	続柄() 日 時 分	続柄() 日 時 分	種別※2 () 理由 ※3 日 時 分		

残日時数の訂正は、見え消し訂正する。(訂正印不要)

※1 家族休暇の申請理由は次に示す記号を記入する。ア…学校等行事出席 イ…心身のリフレッシュ(勤続10年:イ-10、勤続20年:イ-20、勤続30年:イ-30、55歳:イ-55) ウ…免許更新等 エ…知識教養(研修会等参加:エ-A、文化・教養施設利用:エ-B)

※2 傷病、その他の特別休暇欄は、種別の()に「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(静岡県人事委員会規則13-32)」の特別休暇の条項の号数を記入し、具体的理由を記入する。

※3 結婚休暇、配偶者出産休暇、育児参加休暇、妊娠障害休暇、短期介護休暇又はボランティア休暇を申請する場合、申請する特別休暇の残日数を記入する。

新

年 休暇等承認申請(請求)簿

※訂正は見え消し訂正する。残日時数欄は、訂正印不要（太枠以外の欄）

															氏 名			
校長印	休暇等月日				年次有給休暇	特 別 休 暇							職務専念義務免除		備考			
						残 日 時 数 等							厚生事業(健康診断等)等 申請理由					
						残日時数	夏季休暇	家族休暇	看護休暇	その他の特別休暇								
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分
	月	日	時	分から	日	時	分	理由 () ※1	就学前 基本	就学後 追加	種別番号() ※2	理由	日	時	分※3			
月	日	時	分まで	日													時	分

報告第12号

かなみ知恵の和館の受電設備不良による函南町立図書館の開館時間変更について

函南町立図書館の受電設備不良により、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第1号）第3条の規定により、町立図書館の開館時間を変更したので、教育委員会へ報告する。

変更後日時 令和6年12月3日(火)から12月4日(水)まで
午前9時30分から午後4時30分まで

変更前日時 令和6年12月3日(火) 午前9時30分から午後6時00分まで
令和6年12月4日(水) 午前9時30分から午後8時00分まで

令和6年12月19日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

11月30日から館内の受電設備が不良となり、停電が継続して照明、電話等の電気設備が使用できないため、利用者の安全確保が難しいことから緊急を要する不測の事態として対応しましたので、教育委員会へ報告するものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号

改正

平成26年4月22日教委規則第6号

平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）
- (4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

- 2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。
- 3 館内利用者が退館するとき、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）

3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。

4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

- 5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。

- (1) 汚損又は破損が著しいもの
- (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
- (3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの（利用者カード）

第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

- 2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。
- 3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。（利用者カードの取扱い）

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届（様式第2号）を館長に提出しなければならない。

- 2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。
- 4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。（団体貸出し）

第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

- 2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 町内の教育施設その他公共施設
 - (2) 町内の社会教育関係団体
 - (3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等
- 3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- 5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。（団体利用者カード）

第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書（様式第4号）を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。

- 2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。（団体利用者カードの取扱い）

第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。（貸出しに係る禁止事項）

第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。（館外貸出しの停止）

第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。

- (1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。
- (2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。（図書館資料の複製）

第15条 図書館資料の複製（複写）を求める者は、図書館資料複製申込書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法（昭和45年法律第48号）上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。
- 3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。

(寄贈)

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。

(図書館協議会)

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

1 1月30日（土）

- ・倒木により0:11～3:09まで停電（東電HPより確認）
- ・セコムより館内に異常を確認したため、警備に出向いたところ、停電による警備不能のシグナルであったとの報告があり、図書館内の照明、電話が使用できないことが判明。
- ・ケイテクノ（保守点検）が停電の原因を調査。
高圧変電室から出ている3本のケーブルが通電せず、ショートしてしまっている。
東電から受電している装置が故障している可能性もあると指摘あり。
- ・緊急対応のため、町内で他の工事で現場を把握している電気工事関係業者の長沢電機へ連絡したが不通。
- ・平井工業と連絡がつき、発電機を設置。図書貸借・検索等システムを使用開始。
工事について打ち合わせ。工事施工は資材の調達があるため、火曜日以後になることになり、開館時間の変更を検討。

1 2月1日（日）

- ・12月3日から停電復旧までのかなみ知恵の和館の開館時間の変更について起案の決裁。
- ・地域安全課よりLEDライト、蓄電機、大型LEDライトを借り受ける。
- ・開館時間変更について、かなみ安心情報メールの発信、町HPの変更。
情報政策室よりタブレット2台を借り受け図書館HPに接続し、検索等を使用してレファレンス（調査相談）をサポート。

1 2月2日（月）；休館

- ・資材調達ができた長沢電機に、高圧ケーブル交換工事を依頼。
- ・発電機については、引き続き平井工業へ依頼。

1 2月3日（火）；開館時間を9:30～16:30とする。

- ・発電機の使用状況により、1FのカウンターPCを2台稼働。
タブレット2台もあわせ、ネット環境、図書館システム環境を確保。
- ・静岡情報処理センターの担当が状況確認に来館。システムの稼働をサポート。
- ・電話使用を開始する。（安心情報メール、HPを更新）
- ・長沢電機と高圧ケーブル交換工事について打合せ。
- ・4日の工事について、利用者への影響はないか確認。
館内には立ち入ることもなく、屋外作業となるため来館者への影響はほとんどない。
また、発電機についても工事中の併用は関係しないということであった。

1 2月4日（水）；開館時間を9:30～16:30とする。

- ・長沢電機により高圧ケーブルの工事開始。
- ・ケーブルに穴が見つかり、交換工事完了。
- ・12月5日から開館時間は平常通りとなる。

令和6年12月5日

函南町教育委員会 様

函南町教育長
久保田 浩子

令和6年度 函南町教育研究奨励賞授与候補者の推薦について

函南町教育研究奨励賞授与要綱に基づき、教育研究実践を広く町内の教員に募集したところ、園・学校より応募がありました。

10月21日開催の「函南町教育研究奨励賞検討委員会」による選考の結果、下記7件を「函南町教育研究奨励賞に該当するものと評価する」との報告が、検討委員長から出されました。

つきましては、授与要綱により賞状並びに記念品の授与について承認をお願いします。

記

No.	園・学校名	職名	氏 名	性別	研 究 主 題 名
1	函南小学校	教諭	岸 貴典	男	すべての教員が力量を高め合う校内研修 ～疑似的なメンター制による個別最適・協働的な学び～
2	丹那小学校	教諭	亀山 誠秀	男	子供が主体的に学ぶ社会科授業 ―単元末課題、学習記録、自由進度学習を方法として―
3	東小学校	教諭	半澤 友代	男	国語科「話す・聞く」の学習において、目的と学習過程を明確にすることで自信をもって伝え合う子供の育成
4	西小学校	教諭	山田 悠季	女	自閉・情緒学級における個の特性に合わせた学習環境づくり ～学年も特性も様々な児童が、安心して、意欲的に学習に取り組むことを目指して～
5	函南中学校	教諭	今井 清美	女	協働することによって、新たな知を創造する生徒の育成を目指して ～地域イノベーションを発案する活動を通して（シズクリ）～
6	東中学校	教諭	大木 一生	男	教科書×リテリング ～主体的なアウトプットをめざして～
7	二葉こども園	主任保育 教諭	望月真由子	女	仲間と共に生き生きと生活する子を目指して

函南町教育委員 各位

函南町教育長

令和6年度 函南町教育研究奨励賞「授与式」への出席について(依頼)

このことについて、下記のとおり「授与式」を開催します。
ついては、教育委員の皆様には、授与式への出席にご理解とご協力お願いいたします。

記

1 「令和6年度函南町教育研究奨励賞」授与式

(1) 日 時 令和7年 1月21日(火) 15:00～

(2) 場 所 函南町庁舎 2階 大会議室

(3) 出席者

① 受賞者 (7名)

- ・函南小 岸 貴典教諭 ・丹那小 亀山 誠秀教諭 ・東小 半澤 友代教諭
- ・西小 山田 悠季教諭 ・函南中 今井 清美教諭 ・東中 大木 一生教諭
- ・二葉こども園 望月真由子主任教保育諭

② 教育長並びに教育委員 (5名)

- ・久保田 教育長
- ・渡邊 教育委員 ・小永井 教育委員 ・勝俣 教育委員 ・林 教育委員

③ 奨励賞検討委員 (5名)

- ・関口 桑村小学校長 ・加藤 間宮幼稚園長 ・杉崎 丹那小教頭 ・大町 函中教頭
- ・伊久美 検討委員

④ 教育委員会事務局 (7名)

- ・梅原 教育次長兼学校教育課長 ・杉村 課長補佐 ・望月 参事 ・大桑 指導主事
- ・後藤 指導主事 ・木代 子育て支援課長 ・石井(事務局)

⑤ 町内幼稚園代表(6名)、各小・中学校代表(7名)

(4) その他

- ・受賞者を代表して、東小学校 半澤教諭、二葉こども園 望月主任保育教諭の2名に15分～20分以内で研究概要を発表していただく予定です。

担 当 函南町教育委員会
学校教育課参事 望月
事務局 石井
電 話 055-979-8121
F A X 055-979-8144

令和6年度 函南町教育研究奨励賞授与式

1 期 日 令和7年1月21日(火)

2 時 間 15時00分～16時30分 2F大会議室

3 次 第

- | | | |
|----------------------|-------------|---------------|
| (1) 開 会 | 【司会：後藤指導主事】 | (15:00～15:05) |
| (2) 令和6年度受賞者及び研究主題紹介 | 【大桑指導主事】 | (15:05～15:10) |
| (3) 賞状並びに記念品授与 | 【渡邊教育委員】 | (15:10～16:20) |
| (4) お祝いの言葉 | 【久保田教育長】 | (15:20～15:25) |
| (5) 研究概要の発表 | | (15:30～16:10) |

代表：東小 半澤友代教諭、二葉こども園 望月真由子主任保育教諭

- | | | |
|--------|---------------|---------------|
| (6) 講評 | 【関口 直 桑村小学校長】 | (16:15～16:25) |
| (7) 閉会 | 【司会：後藤指導主事】 | (16:25～16:30) |

4 出席者 37名

- (1) 受 賞 者 (7名)
- ①岸 貴典 (函小)
 - ②亀山 誠秀 (桑村小)
 - ③半澤 友代 (東小)
 - ④山田 悠季 (西小)
 - ⑤今井 清美 (函南中)
 - ⑥大木 一生 (東中)
 - ⑦望月真由子 (二葉こども園)

※印は欠席

(2) 教育長並びに教育委員 (5名)

- ・久保田 函南町教育長
- ・渡 邊 教育委員
- ・小永井 教育委員
- ・勝 俣 教育委員
- ・林 教育委員

(3) 奨励賞検討委員 (5名)

- ・関口 桑村小校長
- ・加藤 間宮幼稚園長
- ・杉崎 丹那小教頭
- ・大町 函中教頭
- ・伊久美 学識経験者

(4) 教育委員会事務局 (7名)

- ・梅原 教育次長
- ・望月 参事
- ・杉村 課長補佐
- ・大桑 指導主事
- ・後藤 指導主事
- ・木代 子育て支援課長
- ・石井 (事務局)

(5) 園、学校代表 13名

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和6年12月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	冬の日体操教室	地域スポーツ振興協会 代表者 岡崎 達也	令和6年12月27日(金) 函南町体育館	無料		
2	伊豆こどものまち 「にじの子タウン」2025	特定非営利活動法人 伊豆こどもミュージアム 代表者 田所 雅子	令和7年3月22日(土)、3月23日(日) 伊豆の国市菰山生涯学習センター	有料	有	有
3	第46回明治大学 マンドリン倶楽部定期演奏会	明治大学校友会沼津地域支部 支部長 鈴木 正二	令和7年4月20日(日) 沼津市民文化センター 大ホール	有料	有	有
4	以下余白					
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

2024年 11月 19日

函南町教育長 様

住 所

申請者

氏 名 岡崎 達也

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	冬の 日体操教室		
期 日	2024年 12月 27日		
会 場	函南町体育館		
主催者	団体名	地域スポーツ振興協会	
	代表者	岡崎 達也	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	所在地	[Redacted]	
	有 ☒ 無	共 催	後 援
	(有りの 場合はそ の名称)		

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	町内の年中～小学校 6 年 幼児、児童に対し、体操競技を通じてスポーツを行う楽しさと 共に、青少年の健全育成を図る		
事業内容	トランポリン・跳び箱・マット運動		
申請理由	幅広く認知していただく為 小学校、園での配布許可をいただきたい為		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

主催 特定非営利活動法人 地域スポーツ振興協会

後援 函南町教育委員会(予定)

1日体操教室のご案内

拝啓 師走の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて地域スポーツ振興協会はスポーツを通じて子供たちの運動能力の向上・地域スポーツの活性化を促すとともに団体で行動することにより自己の規律や共同の精神を学び、挨拶や礼儀のしつけの部分で大きく成長できるような環境を確保、普及する目的で設立されました。

その中で今回は函南町体育館にて1日体操教室を開催します。ぜひご参加して頂ければと思います。

敬具

記

1. 日 時 2024年12月27日(金) ①9:20～ ②10:40～
※当日は保護者の同伴が必要となります
2. 場 所 函南町体育館
3. 対 象 函南町の幼児・児童(年少～小6)
4. 内 容 トランポリン(4メートル)、跳び箱、柔軟運動、倒立 など
5. 定 員 最大48名 ※一人の指導員につき児童12名までとさせていただきます
6. 費 用 無料
7. 指 導 者 ボランティア指導員 3名

以上

<申し込み方法>

お申し込みはメールにて承ります。
NPO 法人 地域スポーツ振興協会

MAIL info-sports@sports-association.or

締め切りは12月21日です。
定員となり次第締め切りとさせていただきます。

2024年度 1日体操教室 計画書

館

施設借用時間より

0:00

到着
トランポリン・跳び箱・マットの準備

参加者集合
名簿記入

0:25

全体挨拶
『安全に楽しく行う為のルール』
・先生のお話をしっかり聞く
・体育館内は走らない→接触事故防止
・できるといっても勝手に技をやらない→ケガ防止

0:30

①フープでグーバー
②フープでケンパー など3~4周

全員で柔軟体操
①前屈10秒
②左右開脚 左右10秒ずつ
③左右開脚前屈 10秒
④ブリッジ 10秒~20秒

0:35

練習

小学生

①ストレートジャンプ×5本
②グージャンプ(かかえこみ跳び)
③バージャンプ(左右開脚跳び)
④半分、1回ひねりジャンプ

計4周

幼児

①ストレートジャンプ×5本
②手たたきジャンプ
③グージャンプ(かかえこみ跳び)
④バージャンプ(左右開脚跳び)

計4周

注意事項

- ・1週につき跳ぶ回数は2~3回ずつ
- ・幼児は安全の為、はじめは手をつないで跳ぶ
- ・ジャンプが中心からずれたらすぐにストップかける

子どもに伝えるルール

- ①トランポリンのドには入らない
- ②2人で乗らない
- ③飛び降りない

1:00

跳び箱練習

小学生

①ロイター板ジャンプ
→助走・踏みきり・着地の練習
②開脚跳び
→個人の能力に合わせて段数をかえる
③台上前転・開脚跳び・ヘッドorハンドスフリンク
→個人の能力次第

幼児

①駆け上がり
→助走・着地の練習(跳び箱に慣れる目的)
②ロイター板ジャンプ
→助走・踏みきり・着地の練習
③開脚跳び
→個人の能力に合わせて段数をかえる

1:25

挨拶

1:30

希望者

2:00

全体注意事項

- ・安全第一で行う⇒無理に技を進めない、接触事故のないようにする
- ・夏は熱中症に注意し、こまめに水分補給の時間を設ける
- ・冬はしっかりウォーミングアップ、柔軟運動をし、怪我のないようにする
- ・運動の楽しさ、魅力を伝えることが目的なので、無理させない

(別紙)

収支予算書

12月27日

申請事業名:1日体操教室(函南町)

収 入		支 出	
内 訳	金 額	内 訳	金 額
NPO全国青少年育成助成金	¥53,400	トランポリンレンタル料	¥29,700
		マットレンタル料	¥8,800
		跳び箱レンタル料	¥8,800
		交通費・ガソリン代	¥2,500
		施設利用料	¥3,600
計	¥53,400	計	¥53,400

2024年11月19日

申請団体名 NPO法人地域スポーツ振興協会

住 所: 神奈川県藤沢市長後473-4

代 表 者

氏 名: 井上 博行

特定非営利活動法人 地域スポーツ振興協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

この法人は、特定非営利活動法人地域スポーツ振興協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を神奈川県藤沢市長後 4 7 3 番地の 4 におく。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、地域の幼児から青少年、成人及び中高年齢者、障害者などすべての人がスポーツに関わる活動を継続的に行える場所を確保し、福祉活動及びスポーツ文化振興並びにスポーツ普及、育成、競技力、指導力の向上に関する事業を行い、地域社会全体の活性化を促すとともに、全国の生涯スポーツ振興に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事 業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) スポーツ教室の運営事業
- (2) 野外活動の実施
- (3) スポーツ指導者育成セミナー等の開催
- (4) 広報誌の発行
- (5) この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(種 別及び資格)

第 6 条 この法人の会員は次の 3 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 法人の目的に賛同して入会した個人

(2) 賛助会員 法人の目的に賛同し、活動に協力し、賛助する個人及び団体

(3) 特別賛助会員 法人の目的に賛同し、活動に協力する個人

(入 会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 設立趣旨及び第3条の目的を理解し、法人の定款及び諸規定を遵守するものでなければならない。

2 正会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。但し、理事会は正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3 理事会が、前項の入会申込者の入会を認めないときは、理事長は速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

4 賛助会員及び特別賛助会員を希望するものは、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は会費を納入する義務はない。

2 賛助会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

3 特別賛助会員は会費を納入する義務はない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会をしたとき

(2) 本人が死亡したときまたは賛助会員である団体が消滅したとき

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員で退会しようとするものは、別に定める退会届を提出し、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会における正会員総数の4分の3以上の議決を経て除名することができる。ただし、この場合においては、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款、諸規定又は総会の議決に違反したとき

(2) この法人の目的趣旨に反する行為があったとき

(3) この法人の名誉を傷つけ又はこの法人の運営に支障を及ぼすと認められたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員及び事務局

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 役員に異動があるときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、この法人の事務を総括する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする

- 3 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員の補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行する為に要した費用を支弁することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局等)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長がこれを任免する。

(顧問及び参与)

第21条 この法人に、顧問及び参与若干名をおくことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を述べることができる。

第5章 総会

(種類及び開催)

第22条 総会は通常総会及び臨時総会の2種とし、通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集したとき

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (5) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (6) 役員の選任等に関する事項
- (7) 入会金、会費に関する事項
- (8) 長期借入金に関する事項
- (9) 事務局の組織等に関する事項
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項

(招 集)

第25条 総会は、第22条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第22条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも一週間前までに通知しなければならない

(議 長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適要については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

（構成）

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも一週間前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長に決

するところとする。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適要については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に関与することができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会

の議決を経なければならない。

- 2 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算を変更することができる。

(暫定予算)

第43条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第44条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2カ月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決を得、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解 散)

第47条 この法人は、次の掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）するときの残余財産は、法第11条第3項に規定する法人のうちから、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て選定した法人に帰属するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 4 9 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 1 0 章 雑 則

(施行細則)

第 5 0 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

附則

- 1 この定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表の通りとし、その任期は第 1 6 条第 1 項の規定にかかわらず、法人成立の日から平成 1 5 年 6 月 3 0 日までとする。
- 3 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 4 2 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第 4 5 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 1 5 年 4 月 3 0 日までとする。
- 5 本会の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 賛助会員（個人） 会費年額 一口 3 0, 0 0 0 円（一口以上）
 - (2) 団体賛助会員 会費年額 一口 1 0 0, 0 0 0 円（一口以上）

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	生沼 芳弘
副理事長	山崎 亨
常務理事	押江 優花
監事	奥原 美千子

附則

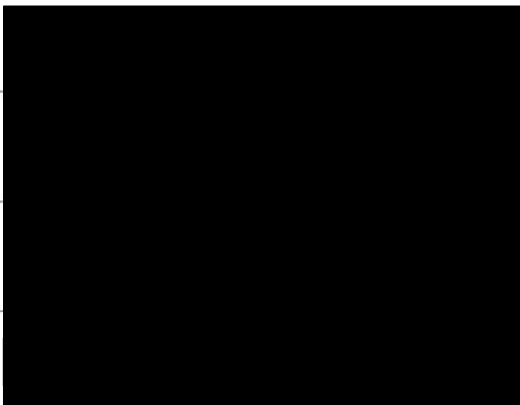
この定款は、平成 29 年 1 月 12 日から施行する。

附則

この定款は、平成 30 年 6 月 22 日から施行する。

役員名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人地域スポーツ振興協会
--------------	---------------------

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	井上博行		無し	理事長
理事	羽澤康太		無し	副理事長
理事	小出悟史		無し	常務理事
監事	戸塚絢子		無し	

◇役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下である必要があります。
(法第2条第2項第1号ロ)

特定非営利活動法人 地域スポーツ振興協会

行政入力情報更新年月日:2018年03月07日	
所轄庁	神奈川県
主たる事務所の所在地	神奈川県藤沢市長後473番地の4
従たる事務所の所在地	—
代表者氏名	井上 博行
設立認証年月日	2002年9月13日
定款に記載された目的	この法人は、地域の幼児から青少年、成人及び中高年齢者、障害者などすべての人がスポーツに関わる活動を継続的に行える場所を確保し、福祉活動及びスポーツ文化振興並びにスポーツ普及、育成、競技力、指導力の向上に関する事業を行い、地域社会全体の活性化を促すとともに、全国の生涯スポーツ振興に寄与することを目的とする。
活動分野	医療・福祉／社会教育／学術・文化・芸術・スポーツ／子どもの健全
法人番号	6021005000473

(第1号様式)

2025年 11月18日

函南町教育長 様

住 所 伊豆市市山 33 - 11

申請者 特定非営利活動法人

伊豆こどもミュージアム

氏名 田所雅子

(連絡先) 0558 - 85 - 2165



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	伊豆こどものまち「にじの子タウン」2025		
期 日	2025年 3月 22日 ～ 2025年 3月 23日		
会 場	伊豆の国市韮山生涯学習センター		
主催者	団体名	特定非営利活動法人 伊豆こどもミュージアム	
	代表者	田所 雅子	
	所在地	静岡県伊豆市市山 33 - 11	
共催又は 後援団体 (申請予定を 含める)	有・無	共 催	なし
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	沼津市教育委員会、長泉町教育委員会 清水町教育委員会、

裏面があります。

事業の対象と目的	小学5年生～高校3年生の実行委員会で組み町づくりを行い、小学1年生～中学2年生を対象に参加者を募集します。 伊豆こどもミュージアムが毎年開催しているこどもが町をつくり、仕事(=遊び)をしながら社会を学び、遊びや文化を豊かにしていく活動「こどもが作る町、ミニ・ミュンヘン」の伊豆版になります「にじの子タウン」。このイベントは子どもの社会性、協力する力などを育み、大変教育的効果の高い活動です。コロナ禍で3年ほど開催できませんでしたが一昨年からは規模を縮小し再開しています。17回目の今回は、感染に十分注意して、規模を拡大して開催いたします。		
事業内容	小学生から中学生で実行委員会を組み、こどもたちが仕事を考え、町がどのような仕組みになっているのかを学びながら理想の町（公共施設、食べ物屋さん、工場など）を考えます。 実行委員は町の中にできるお店の店長になります。当日は、参加者のこどもたちは、まず市民票をもらって市民となり、ハローワークにいったって仕事をさがし、お店で働いてお金（レバ）を得ます。それから食べ物を買ったり、遊んだり、また違った仕事をしたりして町づくりに関わります。 参加は事前申し込み制、2月に開催される説明会（ズームにて）に必ず参加していただきます。		
申請理由	こどもたちの成長を促すイベントとして15年以上開催し続けてきたものです。たくさんのお子どもたちに参加していただけるように学校配布をお願いしたく、後援を依頼いたします。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	1人2000円（昼食代込み）

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

伊豆こどものまち「にじの子タウン」2025 予算書

■収入の部

	項 目	金額 (円)	説 明
1	こどものまち事業費	45,000	法人会計より
2	参加費	600,000	2000 円×150 人×2 日
	支出合計	645,000	

■支出の部

	項目	金額	説明
1	会場費	110,000	全館使用×2.5 日間 暖房費・厨房設備費
2	企画・製作費	50,000	実行委員会会場費 後援申請依頼関係 チラシ配布代 資料印刷代 等
3	運営費	135,000	サポーター交通費 TRANシーバー代 レンタルトラック代 等
4	備品・消耗品費	200,000	食品関係 店舗消耗品 等
5	広報費	100,000	チラシ作成費・印刷費 等
6	予備費	50,000	
	支出合計	645,000	

令和6年11月18日

上記のとおり相違ないことを証明します。

所在地
団体名
代表者名

伊豆市市山 33-11
特定非営利活動法人 伊豆こどもミュージアム
理事長 田所雅子



第16回 伊豆こどものまち

にじの子タウン

一年に一度だけみんなの前にあらわれる こどもの町。

そんな夢のような町・・・

そう、そこは にじの子タウン!!

主役はこども!

ここはこどものあそびのまち!

公共施設

ハローワーク・町役場
銀行・衛生センター
警察・病院

お店

お花屋
アクセサリー屋
おもちゃ屋

食べ物

おにぎり・せんべい屋
自動(手動)販売機
だし屋・カフェなど

会社

建設会社
新聞社・放送局
博物館

こどもの
まち

(写真は、過去の取り組みです)

事前参加申込み制 1/18(木) ~ 2/18(日)
お申込み期間

1日の参加者は200名まで!! 200名になり次第締め切ります

お申込み・お問合せ

申し込みフォーム



返信はメールのみです → nijinokotown@gmail.com
Gmailからのメールが届くようにしておいてください
※電話でのお問い合わせ希望は上記Gmailからお知らせください

事前説明会 オンラインZOOMにて
3/2(土) 観13:00~15:00 / こども13:00~14:00
事前説明会には必ず親子でご参加ください。



伊豆こどもミュージアムHP

2024年
3月23日(土)・24日(日)

開催!!

10:00~17:00

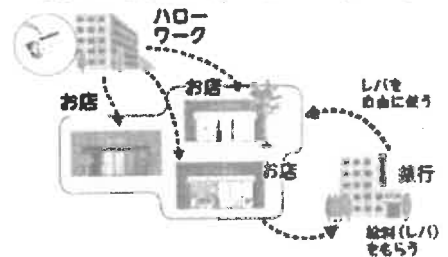
(最終日は16:00まで)

伊豆の国市
葦山生涯学習センター

参加年齢 小学1年生 ~ 小学2年生

参加市民税 2,000円
(1日・昼食込み)

まちのしくみ



- ① ハローワークで仕事をさがし、就業カードをもらいます。
- ② 就業カードを持ってまちで仕事をします。仕事が終わったら市民カードにサインをもらい、就業カードをハローワークに戻します。
- ③ 銀行に行って、市民カードのサインを履歴してもらい、給料を受け取ります。
- ④ その、かせいだお金を自由に使います。何かを買ったり、あそんだり、また他の仕事をしてもらってもかまいません。

大人サポーターも募集中!!

(第1号様式)

令和6年12月5日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

住 所 沼津市杉崎町6-1
申請者 富士峰建設株式会社 内
氏 名 幹事長 長岡 重弘 (印)
(連絡先) 055-921-4012

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第46回明治大学マンドリン倶楽部定期演奏会		
期 日	令和7年4月20日(日) 16:30 ~ 19:00		
会 場	沼津市民文化センター 大ホール		
主催者	団体名	明治大学校友会沼津地域支部	
	代表者	支部長 鈴木 正二	
	所在地	沼津市杉崎町6-1 富士峰建設内	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	静岡新聞社、静岡放送、沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市伊豆の国市教育委員会

受付
6.12-9
生涯学習課

事業の対象と目的	勉学の傍ら日本全国において演奏活動を続け活躍している明治大学マンドリン倶楽部の演奏会を開催し、県東部地域の皆様に演奏を堪能していただくと共に演奏を通じて地域の文化の振興に資する。		
事業内容	演奏会は2部構成で、第1部は「日本の詩情」と題し、「丘を越えて」、「津軽組曲」、等を、第2部は「ザッツミュージック」と題し、「エデンの東」、「アラビアのロレンス」、「影を慕いて」等を演奏します。(令和6年実績)指揮は今年も明治大学マンドリン倶楽部常任指揮者、甲斐靖文氏が行います。今年の演奏曲目は、前回よりも更に皆様に楽しんでもいただけるよう選曲中です。(前回45回のプログラムを添付)		
申請理由	函南町を含め多くの皆様に素晴らしい演奏を提供すると共に東部地域の人々の交流の場を設けることに対しご支援をお願い致します。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	指定席3,000円 自由席2,500円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	適 要
入場券売上	2,750,000	3,000 円×250 名 2,500 円×800 名
プログラム広告掲載料	320,000	32 社
合 計	3,070,000	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
出演料	600,000	
交通費	500,000	
会場使用料	355,000	
印刷費 プログラム	545,000	
〃 ポスター	150,000	
〃 チラシ	45,000	
〃 チケット	45,000	
ステージ人件費	150,000	
ピアノ調律費	30,000	
打楽器借用料	50,000	
出演者食費	150,000	
新聞広告費	150,000	
音楽著作権費	100,000	
会議費	100,000	
委託販売手数料	30,000	
事務諸経費	70,000	看板、花束、事務用品、コピー等
合 計	3,070,000	



明治大学マンドリン倶楽部

古賀政男生誕120周年記念

第45回 定期演奏会

2024
4/27^土

沼津市民文化センター

(大ホール) 開場 16:00 / 開演 16:30



えがわ あいじ
ゲスト 江河 愛司
(歌手)



指揮 甲斐 靖文
(音楽監督／常任指揮者)



主 催：明治大学校友会沼津地域支部

後 援： 静岡新聞社・静岡放送

沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、
清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市、伊豆の国市教育委員会

令和2年から4年まで新型コロナウイルスの影響で3回の定期演奏会を中止せざるをえませんでした。が、昨年は4年ぶりに開催することができ、今年も引き続き第45回定期演奏会として地域の皆様に明治大学マンドリン倶楽部の伝統の音楽をお届けできることを大変うれしく思います。

大正12年に音楽を楽しみたい古賀政男をはじめ数名の学生により創部された明治大学マンドリン倶楽部は、一昨年創部100周年を迎え、同年11月に東京で創部100周年記念演奏会並びに祝賀会が盛大に開催されました。100年の歴史のうち50年は古賀政男先生が、その後50年余を音楽監督・常任指揮者の甲斐靖文先生が指導を続けてくださっております。当地では、再開した昨年の演奏会に「創部100周年記念」のタイトルをつけてよいとお墨付きをいただき定期演奏会を開催することができました。明治大学マンドリン倶楽部の創設者古賀政男先生は1904年(明治37年)11月18日にお生まれになりましたので、今年の演奏会は「古賀政男生誕120周年記念」のタイトルとなりました。ちなみに古賀政男先生は1978年(昭和53年)7月25日に満73歳でお亡くなりになり、没後46年近くになります。

今回第45回沼津定期演奏会が開催できたのは、静岡新聞社をはじめとして近隣市・町とその教育委員会の後援をいただいていること、校友会沼津地域支部の役員・幹事の長年にわたる伝統を守ろうという努力、そして何より明治大学マンドリン倶楽部の学生の音楽を愛してくださっている皆様のご支援があつてのことと感謝申し上げます。

前回も申し上げましたが、学生は4年間で卒業していきますので、毎年の音楽は常に新しい組み合わせで出来上がっています。そこに流れているのは、水準の高い音楽性を求め、選曲や編曲で支持されている明治大学マンドリン倶楽部の伝統と、厳しい練習に裏打ちされた音楽性にあり、アマチュア音楽団体の雄として活躍しております。

明治大学校友会沼津地域支部主催の定期演奏会は、マンドリン倶楽部と校友会役員・幹事の手作りで開催しております。校友は校友会活動に参加して若い活力をいれていただき、お客様はこれからも明治大学マンドリン倶楽部の定期演奏会にご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。

マンドリン倶楽部ご挨拶

明治大学マンドリン倶楽部 第102代主将 小川 侑哉

本日は明治大学マンドリン倶楽部の演奏会にお越しいただき、誠にありがとうございます。

我々マンドリン倶楽部の歴史は大正12年まで遡り、この100年間の中で様々なジャンルの楽曲に手を伸ばし挑戦し続けてきたことで、他大学のマンドリン団体とは一線を画すオーケストラ団体となりました。

この長き歩みを続けることが出来たのは、ひとえに沢山の方々の助力があつてのことです。活動を支えてくださるスタッフ及び関係者の方々、演奏会を企画してくださる方々、そして応援してくださる皆様方のお陰で、私たちは今日このステージに立つことが出来ました。この場をお借りして、改めて感謝御礼を申し上げます。

本日は、我々明治大学マンドリン倶楽部らしい多様な曲目を演奏させていただきます。

古き良きクラシック、いつまでも色褪せず時代を越え響き続ける日本のメロディ、そして世界中で愛されてきた名曲の数々。これらを若さ、前向きさ、そして力強さ溢れるステージとともに皆様のもとへお届けします！

どうぞ最後まで、ごゆっくりお楽しみください。

明治大学マンドリン倶楽部音楽監督
常任指揮者

甲斐 靖文

(ペンネーム 湯野カオル)



作曲編曲家、明治大学マンドリン倶楽部音楽監督、常任指揮者、OB会会長、古賀政男音楽文化振興財団理事。

昭和14年九州別府に生まれる。昭和33年に明治大学法学部入学、同時に憧れのマンドリン倶楽部に入部。昭和37年卒業古賀政男先生に師事し作曲、編曲を学ぶ。昭和40年日本コロムビア株式会社に専属作曲家として迎え入れられ「藤山一郎」「島倉千代子」「都はるみ」「舟木一夫」「大川英策」「ペギー葉山」「大月みやこ」「キム・ヨンジャ」など多くの歌手の曲や、日本相撲協会鍊成歌（作曲）、インストゥルメンタルのLP、カラオケなどを合わせると、これまでに5000曲以上のスコアを作成、コマーシャルや記録映画、芝居の音楽に仕事の幅を広げ、現在は30年専属だったコロムビアを離れフリーの作家として活躍している。

マンドリン倶楽部用にオリジナル曲「津軽組曲」「風の中で」「荒城ファンタジー」「マンボ・デ・メイジ」「夢求めて」などを作曲。特に津軽組曲「夏」はすべての演奏会で演奏され常に不動の人気を誇っている。

その他にも懐かしき古賀メロディーを現代風のスタイルに新編曲した「ボレロ酒は涙か溜息か」「マンボ無法松の一生」「サンバ柔」などは古賀メロディーに新しい風を吹き込んだものであり、編曲の素晴らしさを存分に味わうことができるものである。

2001年11月、明治大学創立120周年式典に於いて、大学より特別功労賞を受賞した。返礼として、2002年明治大学讃歌「希望にあふれて」を作曲し、大学に寄贈した。2008年12月、日本大衆音楽文化賞を受賞。

明治大学マンドリン倶楽部音楽監督、常任指揮者として今年で53年になる。作曲家としては58周年を迎えた。

〈主な作品〉

作曲 「津軽組曲」「希望あふれて（明治大学讃歌）」「くちなし有情」
「人はみな旅人」「女の子守唄」等

編曲 「女の願い」「女の夢」「霧にむせぶ夜」「君からお行きよ」等

PROGRAM

古賀政男先生 生誕120年

第1部 …… 日本の詩情

- Op 明治大学校歌
1 行進曲「丘を越えて」
2 赤い睡蓮（弦楽合奏）
3 タンゴ娘船頭さん
4 サルサ・東京ラブソディ
5 歌舞伎松竹梅
6 花歌舞伎
7 くちなし有情
8 津軽組曲より「春」
9 津軽組曲より「夏」

第2部 …… ザッツ・ミュージック

- Op 東京ブギウギ
1 エデンの東
2 映画「ニュー・シネマ・パラダイス」より
ナタの愛のテーマ
3 フニクリ・フニクラ
4 メキシカン・ハット・ダンス
5 アラビアのロレンスのテーマ
6 コパカバーナ
7 1970年代フォーク・ポップスメドレー Part.2
8 悲しい酒
9 思い出の記
10 無法松の一生
11 影を慕いて
12 Manbo・de・Meiji ーマンボ・デ・メイジー

※曲順・曲目は変更になる場合があります。予めご了承ください。

102nd Meiji University Mandolin Club Orchestra Members



1st Mandolin

- ◎阪口 緑 (情4 私立晃華学園高校)
- 山下 優樹 (文3 私立早稲田摂陵高校)
- 稲葉 翔子 (文2 私立大妻高校)
- 島方 彩名 (文2 私立山脇学園高校)
- 中西 美裕 (農2 東京都立西高校)
- 成田さくら (令和5年度卒)
- 田邊 雄大 (令和4年度卒)

2nd Mandolin

- ◎井戸 彩乃 (政4 東京都立竹早高校)
- 大谷 遼平 (法3 香川県立高松西高校)
- 新井 萌音 (情2 埼玉県立浦和第一女子高校)
- 藤井 美恵 (商2 私立湯梨浜学園高校)
- 中内 美帆 (令和4年度卒)
- 金 珉中 (令和3年度卒)

Mandola

- ◎三上 颯太 (文3 北海道札幌月寒高校)
- 田地 希実 (国2 私立国府台女子学院高校)

Mandolon Cello

- ◎田口 真帆 (文3 私立十文字高校)
- 齋藤菜々美 (文2 私立八王子高校)
- 藤本奈葉葉 (令和5年度卒)

G.Guitar&Percussion

- ◎瀬尾 美琴 (情4 京都市立西京高校)
- 望月 優斗 (農2 埼玉県立坂戸高校)
- 金子ちひろ (文2 私立國學院高校)
- 石川 七菜 (農2 神奈川県立大和高校)
- 牛腸 真志 (理2 私立新潟明訓高校)
- 明石のどか (令和5年度卒)
- 宮本 凌輔 (令和4年度卒)



常任指揮者

甲斐 靖文

学生指揮

小川 侑哉 (理4 私立聖光学院高校)

コンサートマスター

阪口 緑 (情4 私立晃華学園高校)

司会

島方 彩名 (文2 私立山脇学園高校)

Percussion leader

◎安永 玲那 (情4 私立栄東高校)

E.Bass

◎神田 真響 (文4 私立桜丘高校)

C.Bass

◎神田 真響 (文4 私立桜丘高校)

E.Guitar

◎瀬尾 美菜 (情4 京都市立西京高校)

Drums

◎友寄 隆惟 (総3 私立明治大学付属中野高校)

Piano, Accordion & Synthesizer

◎中島 梨沙 (農3 私立明治学院高校)

○新井 萌音 (情2 埼玉県立浦和第一女子高校)

柳原 恵子 (令和5年度卒)

Flute

瀬尾 そよか (令和5年度卒)
(賛助)

Oboe, Clarinet, Trumpet, Horn

(賛助)

◎はパートトップ、○はパートサブトップ

明治大学校歌

児玉花外 作詞
山田耕筰 作曲

1、白雲なびく駿河台

眉秀でたる若人が
撞くや時代の暁の鐘
文化の潮みちびきて
遂げし維新の栄になふ
明治その名ぞ吾等が母校
明治その名ぞ吾等が母校

2、権利自由の揺籃の

歴史は古く今もなお
強き光に輝けり
独立自治の旗翳し
高き理想の道を行く
我等が健児の意気をば知るや
我等が健児の意気をば知るや

3、霊峰不二を仰ぎつつ

刻苦研鑽他念なき
我等に燃ゆる希望あり
いでや東亜の一角に
時代の夢を破るべく
正義の鐘を打ちて鳴らさむ
正義の鐘を打ちて鳴らさむ



リハチタワー
(駿河台キャンパス)

明治大学マンドリン倶楽部 PROFILE

マンドリン倶楽部は1923年(大正12年)、後に日本を代表する作曲家となる古賀政男の他、数名の学生たちによって創部され、本年(2024年)まで101年の長い歴史を築いてまいりました。卒業生の中からは作曲家、編曲家、演奏家、テレビ・ラジオ・レコード会社等、音楽関係で活躍する人達を輩出しております。

日本各地から招かれての全国公演に加え、イタリアや中国、アメリカなど数か国で海外公演を行うなど、世界的舞台で活躍をするマンドリンオーケストラです。

クラシック、ポピュラー、映画音楽、ラテン音楽、各国の民謡や日本の歌謡曲、古賀メロディー等あらゆる音楽にチャレンジしており、大衆の皆様にも愛される音楽を目指しております。

古賀政男先生の任命により2代目の指導者として倶楽部卒業生の作曲家・編曲家である甲斐靖文氏が音楽監督、常任指揮者としてマンドリン倶楽部独特のサウンドを作り上げ、52年間貢献されています。



イタリアにて



函 企 第 222 号
令和 6 年 12 月 10 日

函南町教育委員会
教育委員 各位

函南町長 仁科 喜世志
(公 印 省 略)

新年初顔合わせ会の廃止について（お知らせ）

師走の候、皆様におかれましてはますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より当町の発展のため格段の御配慮と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当町では例年、町の関係者や各団体の皆様が一堂に会し年頭の挨拶を行う
「新年初顔合わせ会」を開催しておりました。

しかしながら、昨今、価値観やライフスタイルの多様化など、世間を取り巻く状況が大きく変化していることを踏まえ、町として実施する年頭の会の在り方について協議、検討を重ねてまいりました結果、この会については今年度から廃止する運びとなりました。

皆様におかれましては長年にわたり会の実施に御協力いただきましたこと、心より感謝申し上げます次第です。

今後とも、変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担 当 者 総務部企画財政課
課長補佐 飯田
電話番号 055-979-8101